

條右丞相師輔の公のひへに、攝籙の臣のつきけることは、小野宮どのうせ給ひて、九條殿の嫡子一條攝政伊尹攝籙になりぬ、是は圓融院の外舅にて、右大臣にてあれば、九條殿は攝籙せざりしかば、なにとて肩をならべ競べきものなくて、かくは侍るなり、
〔大鏡裏書〕南圓堂事

安置不空羅索觀音像并四天王像也、長岡右大臣内麻呂殊發大願所奉造也、後閑院贈太政大臣、冬嗣以弘仁四年造圓堂、所安置尊像也、伏惟故閑院贈太政大臣大閣下、構仁德爲家、裁忠孝爲衣、在朝則周旦之輔君、歸釋則淨名之愛道、先考長岡右大臣殊發大願、敬以奉造不空羅索觀音像、又常歸依妙法蓮華經、尊重至深、謁仰至篤、而尊容功了、假以安置、法門感生、未遑講演、遲疑之間、舟壑忽遷矣、大閣下以爲、尊親莫先於同心、酬往莫先於述志、仍占勝地於伽藍中、建立堂宇於清淨之刹、遂使八柱圓堂挺玉墀而表麗、八臂之金容、映蓮座而居尊等也、

堂之壇ツキケルガ、イタウクツレケルニ、翁クイデキテ、此歌ヲウタヒテツカバ、ヨモクヅレジトテ、ウタヒダシタツケル、

フダラクノ南ノキシニダウタテ、今ジサカエン北ノフヂナミ、其翁ハ春日ノ明神トゾ申ツタヘタル、其後北家ハナガクサカユナリ、○又見元亨釋書

〔神皇正統記清和〕藤原の一門、神代より故ありて國主を輔け奉る、○中略淡海公○不の後、參議中衛の大將房前、その子大納言眞楯、その子右大臣内麻呂の三代は、上二代の如く榮えずやありけん、内麻呂の子冬嗣の大臣、閑院の左大臣といふ、後に贈太政大臣、藤氏の衰へぬることを歎きて、弘法大師に申し合せて、興福寺に南圓堂を立て、祈り申されけり、此時明神役者にまじはりて、補陀洛の南のきしに堂たて、いまだ榮えん北のふちなみと詠し給ひけるとぞ、○中略彼の一門の榮えし事、まことに祈請にこえたりと見えたり、